

特定非営利活動法人北アルプスの風
かいごの学校 介護福祉士実務者養成講座 学則

(事業所の名称・所在地)

第1条 特定非営利活動法人北アルプスの風
長野県大町市大町 2790 番地 2

(目的)

第2条 急激な高齢化に伴い、介護ニーズも多様化し、適切かつ質の高い介護サービスが求められている。専門職としての知識、技術を習得させ、更に基本的人権の尊重、豊かな人間性と理念を基本姿勢とする質の高い介護人材の養成を目的とする。

(実施課程及び形式、研修事業の名称、会場)

第3条 前条の目的を達成するため、次の研修事業（以下「研修」という。）を実施する。

介護福祉士実務者研修課程（通信形式）

2 研修事業の名称は次のとおりとする。

特定非営利活動法人北アルプスの風かいごの学校

介護福祉士実務者養成講座

3 研修事業の講義及び演習は次の会場で実施する。

特定非営利活動法人北アルプスの風かいごの学校おおまち教室

長野県大町市常盤南松原 4831-10 2 F

特定非営利活動法人北アルプスの風かいごの学校ながの教室

長野県長野市鶴賀 28 番地 長野社会福祉専門学校内

(入学時期、手続き)

第4条 入学時期は別紙1の通りとする。第7条に定める受講手続きを踏み、かつ、第8条に定める研修参加費用の納付を完了したうえで、別紙1に定める入学時期までに研修参加の承諾を得るものとする。

ただし、納付の条件に特別な事情があり支払ができない場合は、当方と相談し条件を決める。決まった条件に沿って支払を行う。

(研修期間)

第5条 通信講座の修業年限は、開校日から6ヶ月間とする。

(受講対象者及び通信養成を行う地域)

第6条 研修の受講対象者は、以下の通りとする。

(1) 標準コース（450時間）

長野県内に在住している者とする。その他に在住する者については、相談の上、受講の

可否を決めるのとする。

(2) 320時間コース

介護職員初任者研修又は訪問介護員2級課程を修了し、その修了を証明できる書類を研修申込時に提出している者で、かつ長野県内に在住している者とする。その他に在住する者については、相談の上、受講の可否を決めるのとする。

(受講生の募集と選抜方法)

第7条 受講生の募集方法は、一般公募により先着順とする。

(研修参加費用)

第8条 受講料を次の通り定める。

(1) 標準コース(450時間)

受講料 145,000円(税込・テキスト代別)

(2) 320時間コース

①一般 受講料 98,000円(税込・テキスト代別)

②当法人の実施する「介護職員初任者研修課程」を修了した者
受講料 67,000円(税込・テキスト代別)

(教職員の組織)

第9条 学校長1名 教員2名以上 事務職員1名以上

(研修カリキュラム)

第10条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙1の通りとする。

(受講定員)

第11条 受講定員は、開校時期の異なるコース毎に32名と定める。

(研修修了の認定方法)

第12条 修了の認定は以下の通りとする。

(1) 受講料を全額納付し、①第10条に定めるカリキュラムの3分の2以上を履修していること、②科目ごとに一回以上行う小テスト、課題を期日厳守で提出し、添削して7割以上の得点であること、③実技・演習での技術習得が認められること、とする。

(2) 全課程を修了した時点で、同条(1)の評価と受講態度を総合的に評価し、A(90点以上)・B(80～89点)・C(70～79点)・D(70点未満)の4段階で評価する。
認定はC以上で評価基準を満たしたものとする。

ただし、D判定の者については別途補講を設け対応し、再度評価する。

(補講)

第 13 条 研修の一部を欠席したものでやむを得ない事情があると認められる者については、個別に行う補講又は、同課程の次期クラスを代替で受講することにより履修完了とする。ただし、補講又は代替受講は事前の申し出を原則とする。補講は一時間当たり 1,500 円を徴収し、代替受講は無料とする。

(受講資格の取り消し)

第 14 条 次の各号の一に該当する者は、受講資格を取り消すことができる。

- (1) 受講意欲が著しく欠けており、修了見込みがない、又は本学則の目的にそぐわないと認める者
- (2) 当講座の秩序を乱し、受講生としての本分に反した者
- (3) 受講料支払に定める規定に反した者
- (4) 受講期間中に法律に触れるような犯罪等をおこした者
- (5) その他、目的から逸脱した言動があったと認めた者
- (6) 同条、各号により、受講資格の取り消しになった場合においても、第 7 条に定める研修参加費の返金を行わない。

(修了証書等の交付)

第 15 条 第 12 条の定めにより、研修を修了したことを認定された者には、修了証明書を交付する。

(修了者の管理)

第 16 条 第 12 条の定めにより、研修を修了したことを認定され、第 15 条により修了証書の授与を受けたものについて、修了者台帳を作成し、氏名、住所、生年月日、修了年月日、修了番号等を記載して管理する。

(個人情報保護)

第 17 条 運営上知り得た受講生に係る個人情報は、必要最低限の範囲で適切に取り扱うものとする個人情報方針に則り、秘密保持には十分な管理を行えるよう、従業員に対して定期的に研修を行い、個人情報の適切な取り扱いを徹底する。

(施行細則)

第 18 条 本学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要であると認められるときは、所轄する法人がそれを定める。

(附則) この学則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

平成 26 年 1 月 1 日から改訂施行する。

平成 27 年 7 月 1 日から改定施行する。

《開校時期》

- ・ 2月1日～7月31日 ・ 3月1日～8月31日
- ・ 5月1日～10月31日 ・ 6月1日～11月30日

《カリキュラム》

科目名	標準			介護職員初任者研修修了者			訪問介護員2級課程修了者		
	印刷教材による授業時間数	レポート提出回数	面接授業時間数及び演習回数	印刷教材による授業時間数	レポート提出回数	面接授業時間数及び演習回数	印刷教材による授業時間数	レポート提出回数	面接授業時間数及び演習回数
人間の尊厳と自立	5	1		—	—		—	—	
社会の理解Ⅰ	5	1		—	—		—	—	
社会の理解Ⅱ	30	1		30	1		30	1	
介護の基本Ⅰ	10	1		—	—		—	—	
介護の基本Ⅱ	20	1		20	1		—	—	
コミュニケーション技術	20	1		20	1		20	1	
生活支援技術Ⅰ	20	1		—	—		—	—	
生活支援技術Ⅱ	30	1		—	—		—	—	
介護過程Ⅰ	20	1		—	—		—	—	
介護過程Ⅱ	25	1		25	1		25	1	
介護過程Ⅲ			45			45			45
発達と老化の理解Ⅰ	10	1		10	1		10	1	
発達と老化の理解Ⅱ	20	1		20	1		20	1	
認知症の理解Ⅰ	10	1		—	—		10	1	
認知症の理解Ⅱ	20	1		20	1		20	1	
障害の理解Ⅰ	10	1		—	—		10	1	
障害の理解Ⅱ	20	1		20	1		20	1	
こころとからだのしくみⅠ	20	1		—	—		—	—	
こころとからだのしくみⅡ	60	1		60	1		60	1	
医療的ケア	50	1		50	1		50	1	
合 計	405	19	45	275	10	45	275	11	45
*医療的ケア50時間の講習とは別に「医療的ケア演習」が必修となる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喀痰吸引 口腔 5回以上 鼻腔 5回以上 気管カニューレ内部 5回以上 ・ 経管栄養 胃ろう又は腸ろう 5回以上 経鼻経管栄養 5回以上 ・ 救急蘇生法演習 1回以上 								